

事務連絡
令和2年3月24日

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）
障害福祉サービス等事業者 代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課

障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別
事業分）補助金について（依頼）

このことについて、補助を希望される場合は、障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付要綱及び障害福祉サービス等衛生管理体制確保支援等事業実施要綱に基づき、次のとおり申請書類等を提出してください。

1 対象経費

(1) 衛生用品等緊急調達事業

障害福祉サービス等事業者が新型コロナウイルス感染症対策として購入した衛生用品等（令和2年1月16日から3月31日までに購入し、納品が完了するものに限る。）の経費

衛生用品の例：マスク、消毒用エタノール、介護用手袋、使い捨てエプロン、体温計、ペーパータオル等 ※ 空気清浄機や加湿器等の電化製品は対象外とします。

注：補助金の額は千円未満の端数は切り捨てとなります。

(2) 施設等衛生環境改善事業

障害福祉サービス等事業者が、新型コロナウイルス感染症が発生した施設等における感染拡大防止のため、建物や設備の消毒を事業者へ依頼して実施するための経費（3月31日までに消毒作業が完了するものに限る。）

2 補助基準額等

(1) 衛生用品等の緊急調達事業は、次の定員規模に応じた限度額の範囲となります。

<定員>	<限度額>
定員 20 人未満	20,000 円
定員 40 人未満	40,000 円
定員 40 人以上	60,000 円

※ 訪問系サービスの事業所、相談支援事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、保育所等訪問支援事業所については、令和2年2月の実利用者数を利用定員とみなします。

(2) 施設等衛生環境改善事業は、1事業所につき35万円以内となります。

3 県の補助

本事業に要する経費は、交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものです。

4 交付申請書等の提出等

(1) 提出資料

- ア 様式1 交付申請書
- イ 別紙1 事業計画書

(2) 提出期限

令和2年3月25日(水) 正午(必着)

次の電子メールアドレスに(1)の提出資料を送付し、併せて本紙を郵送(同日消印有効)してください。

注1: 必ず、電子メールを送付後に本紙を郵送してください。**いずれか一方では申請書は受付できません。**

注2: 電子メールアドレスの添付ファイルには**絶対にパスワードをかけないでください。**パスワードがかかっている場合、対応できない可能性があります。

電子メールアドレス: jigyou.asis@pref.kanagawa.jp

郵送 〒231-8588 (住所省略可)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ 宛て

(3) 交付決定

交付の可否は、3月30日(月) 17時15分までに「障害福祉情報サービスかながわ」で公表し、交付決定通知は後日送付します。

5 実績報告書等の提出

(1) 提出資料

- ア 様式3 事業実績報告書
- イ 別紙3 実績状況調(領収書の写し等を添付)

(2) 提出期限

令和2年4月28日(火) (必着)

郵送により提出してください。

6 添付資料

- (1) 障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分) 交付要綱等の制定について(通知)
- (2) 障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分) 交付要綱
- (3) 障害福祉サービス等衛生管理体制確保支援等事業実施要綱

問合せ先

事業支援グループ 武井、岡崎

電話 045-210-4717(直)

ファクシミリ 045-201-2051